

った。二次に分けたのは、春期に井戸本体及び丘陵地縁辺部の遺構群の精査を、水位の下がる秋期に井戸北側の沖積地における付属施設の有無と周辺遺構の検出を目指したことによる。

SE五五〇は、一辺約四mのほぼ方形の掘形内に、二・一m四方の井戸枠を設置したものである。井戸の北西側(斜面下位側)には排水路の存在が推定されている。井戸内部からは、土師器・須恵器(墨書土器を含む)や木簡を含む木製品が出土した。

なお二〇〇五年の第一三〇次調査の結果、政庁域からSE五五〇に向かう通路が検出された。通路の変遷を辿ることで、SE五五〇が払田柵の創建から終末期に至る間、その機能を保持し続けていたことも明確になった。

木簡は、SE五五〇掘形から一点、SE五五〇に隣接する地点の遺物包含層から一点、計二点出土した。なお、SE五五〇周辺で採集された本誌未報告の木簡一点も併せて紹介することとする。このほか、SE五五〇内、及び近辺出土・採集の木簡としては、上記三点のほか、第一一三号木簡(本誌創刊号)と第一六号木簡(本誌第五号)の四点が知られる。

8 木簡の釈文・内容

SE五五〇掘形

(1) 

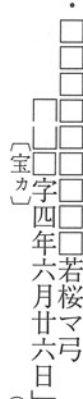
281×(6)×4 081 一三三号

遺物包含層(SE五五〇隣接地)

(2) 解 申請借稲 (112)×22×4 081 一七号

SE五五〇隣接地における採集

(3)  式伯枝進

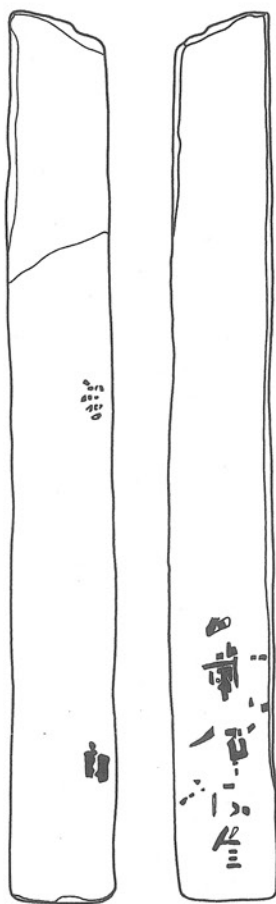
 若桜マ弓
字四年六月廿六日
〔宝カ〕 (195)×22×5 019 一五号

(1)は、全く判読できないが、木簡を幅四mm程度に縦割りにしたものの一片片であり、廃棄の際の様子が窺える資料である。(2)は、上下両端とも欠くが、文字は極めて鮮明である。借稲に関する請求文書である。借稲は借貸稲を意味しているのであろう。なお第六号木簡(本誌第二六号)に「仮粟」の語が見え、仮貸の粟、仮借の粟という意味かと考えられる。

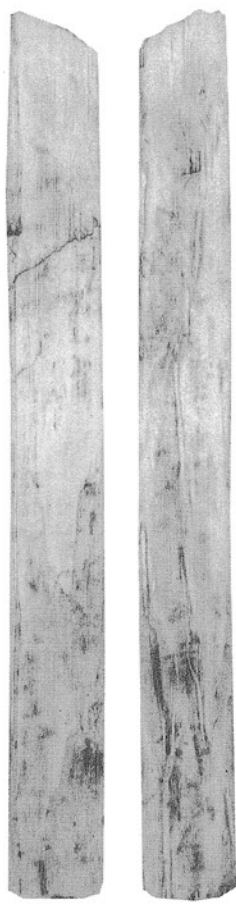
(3)は、一九八〇年一二月にホイド清水の北西約五mの側溝内から採集されたものである。おそらく貢進文書木簡と考えられるが、品目は不明である。年紀は「宝」だとすれば、天平宝字四年(七六〇)となる。しかし、墨痕は全体に薄く、年号の部分も明瞭ではないの



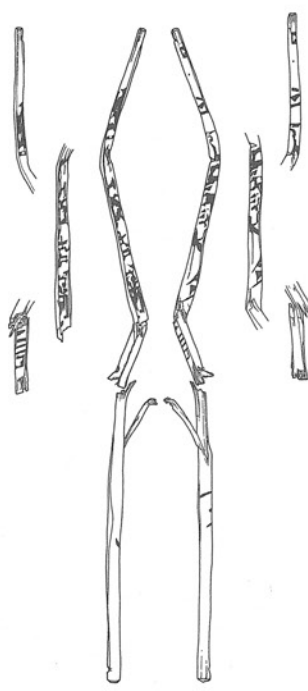
(2)



(3)



(3)



(1)

で、さらに検討する必要がある。

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

秋田県教育委員会『払田柵跡―第四九―二―三・五三・五四次発掘調査概要―』（一九八四年）

（高橋 学）